

# 信託業務管理態勢

## 信託業務管理態勢

### 【信託業務管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託の委託者及び受益者の保護を図るためには、信託兼営金融機関の業務の全てにわたり、兼営法、信託業法その他の法令等（内部規程を含む。）が遵守されることが重要である。また、信託業務をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、信託兼営金融機関自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していくことが重要である。そのためには、信託兼営金融機関において、取締役会等による信託業務に関する適切な内部管理が行われる必要がある。
- (2) 検査官は、金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」に係る各チェックリストを適用して、信託兼営金融機関の信託業務管理態勢の検査を行うものとする。

その際には、信託兼営金融機関が自己の固有財産と信託財産の双方を管理・運用しているために、様々な利益相反行為が発生しやすい業務環境にあること、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等を遵守することが信託の受託者として最も基本的な原則であること等の特性を踏まえて、内部管理基本方針、法令等遵守方針、顧客保護等管理方針及び各リスク管理方針を適切に定めているか特に留意する。
- (3) 取締役会等は、新規商品等審査部門が、新規商品等を審査する基準を適切に定めているか、審査に必要な情報を集約した上で十分な検討を行う態勢を整備しているか等についても把握し、適切に管理することが重要であるが、新規商品等審査の態勢整備については、本マニュアルの「信託引受審査態勢」に係るチェックリストに詳細に記載されているため、信託業務管理態勢の検査において、金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－」に係るチェックリストを適用する際には、「新規商品等審査に関する取扱い」の各チェック項目については適用しないこととする。
- (4) 顧客説明管理の態勢整備については、本マニュアルの「信託引受管理態勢」に係るチェックリストに記載されているため、信託業務管理態勢の検査において、金融検査マニュアルの「顧客保護等管理態勢」に係るチェックリスト

を適用する際には、「顧客説明管理態勢」の各チェック項目については適用しないこととする。

- (5) 信託業務管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託会社等に関する総合的な監督指針（以下「信託監督指針」という。）の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

